

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域や観光関連事業者等の特色を活かした観光素材開発を促進することで、福岡県内の周遊促進や福岡県への更なる誘客、旅行消費額の拡大を図ることを目的とし、観光コンテンツの開発や販路開拓、情報発信等に関する事業を実施する県内の市町村や観光関連事業者等に対し、予算の範囲内で、福岡県地域観光消費拡大事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡県内の市町村(北九州市及び福岡市(以下「政令市」という。))を除く)
- (2) 福岡県内のDMO、観光協会(政令市に立地するものを除く)
- (3) 福岡県内に本社又は営業所を置く事業者、団体等

2 前項の規定に関わらず、次に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象事業、補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる事業、対象経費、補助率及び補助上限額は別表1に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 本補助金を活用した主たる事業の実施場所が政令市であるもの
- (2) 本補助金を活用した主たる事業内容が第1条に定める趣旨と合致しないもの

(補助の期間)

第4条 この補助金の補助対象期間は、第6条に規定する交付決定の日から、当該年度の3月末日までの間の事業完了日とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請者は、次に掲げる書類を知事に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 観光庁「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」又は「地域観光新発見事業」の交付決定通知及び事業計画書等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第4条の規定により交付決定を行い、事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定による交付決定に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第4号により知事に報告しその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて前項の財産を処分等することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (6) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (7) 次に掲げる事項の一に該当すると知事が認めた場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消される場合があること。また、すでに補助金が交付されているときは、知事に返還しなければならない場合があること。
 - ア 補助事業を中止、廃止及び縮小した場合
 - イ 天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施できない場合
 - ウ 交付申請書に記載の目的用途以外に補助金を使用した場合
 - エ 虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合
 - オ 確定のための検査を受けることができない場合
 - カ 補助事業が完了した日の属する年度及びその年度終了後1年以内に売上の計上がないなど、実態として、補助を受けた事業を実施していないと判断された場合
- (8) 前7号に掲げるものの他、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件。

(申請の取下げの期日)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による報告は、実施状況報告書（様式第5号）によるものとし、必要に応じて別途知事が要求するところにより報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による報告は、補助事業が完了し観光庁から補助金の精算があった日（補助事業の廃止の承認を受けたときはその日）から10日以内又は補助事業の実施期限のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 観光庁「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」又は「地域観光新発見事業」の実績報告書及び精算書類等
- (2) 観光庁の額確定通知書又は観光庁からの支出額が分かる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、精算払の方法により支払う。ただし、知事が必要と認めた時は、概算払をすることができる。

- 2 前条の通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書（様式第7号）により知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払をするものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第8号）を備え管理しなければならない。また、当該年度に取得財産等があるときは、第10条第1項に定める実績報告書に様式第8号を添付しなければならない。

- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第14条 取得財産等のうち、規則第20条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 2 規則第20条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（補助事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月8日から施行し、令和6年度の補助金について適用する。

別表 1

補助対象事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額
観光庁 令和5年度補正予算「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」にかかる補助金の交付決定を受けた事業	観光庁「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」で認められた経費から、当該経費に対して認められた国補助金を控除した金額（補助対象者の自己負担分）	1/2	5,000千円
観光庁 令和5年度補正予算「地域観光新発見事業」にかかる補助金の交付決定を受けた事業	観光庁「地域観光新発見事業」で認められた経費から、当該経費に対して認められた国補助金を控除した金額（補助対象者の自己負担分）	1/2	2,000千円

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（フリガナ）

（代表者名）

（自署又は記名押印）

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付申請書

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

【算出】

観光庁補助対象経費・・・A	円
観光庁交付決定額・・・B	円
自己負担額・・・A-B	円
自己負担額の1/2・・・C	円
補助上限額・・・D	円
申請可能額・・・CとDの低い方	円

2 補助事業の開始及び完了予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助対象者の役員名簿 別紙1のとおり

4 誓約書 別紙2のとおり

5 添付書類

（1）観光庁「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」又は「地域観光新発見事業」の交付決定通知及び事業計画書等

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金の交付申請に当たり、申請者及び申請者の全役員は下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、福岡県地域観光消費拡大事業費補助金の交付決定後にこの誓約の内容と事実が反することが判明し、交付決定の全部又は一部が取り消された場合には、福岡県に対し、当該補助金の全部又は一部を返還します。

なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部及び関係機関に照会することを承諾します。

記

- 1 申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 2 申請者は、法第2条第6号に規定する暴力団員が役員等になっている団体ではありません。
- 3 申請者は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等になっている団体ではありません。
- 4 申請者及び申請者の役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - (2) 暴力団員が実質的に運営している団体
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- 5 申請者が実施する事業(事業の準備を含む。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。
- 6 上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。
- 7 福岡県税に係る徴収金に滞納はありません。納税状況の確認等で、福岡県から指示がある場合はその内容に従います。

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（フリガナ）

（代表者名）

（自署又は記名押印）

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、下記のとおり変更したいので、福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

〔添付書類〕

- （1）観光庁に提出した事業変更承認申請書類一式
- （2）観光庁の交付決定変更通知書の写し

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（フリガナ）

（代表者名）

（自署又は記名押印）

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

〔添付書類〕

- （1）観光庁に提出した事業中止（廃止）にかかる申請書類一式
- （2）観光庁の事業中止（廃止）にかかる承認通知の写し

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（代表者名）

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、補助事業の遂行について指示を受けたいので、福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 内容及び原因
- 4 対応措置
- 5 補助事業の遂行及び完了予定

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（代表者名）

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金事業実施状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり状況報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事業完了予定期日

〔添付書類〕

- （1）事業の遂行状況（詳細）を明らかにする書類
- （2）その他

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（代表者名）

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の事業について、福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 円

【算出】

観光庁補助対象事業の支出額・・・A	円
観光庁の支出額・・・B	円
自己負担額・・・A-B	円
自己負担額の1/2・・・C	円
補助上限額・・・D	円
補助金額・・・CとDの低い方	円

2 補助事業の開始及び完了年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 観光庁「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」又は「地域観光新発見事業」の実績報告書及び精算書類等
- (2) 観光庁の額確定通知書又は観光庁からの支出額が分かる書類

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（所在地）
（名称）
（代表者名）

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記の補助金について、
福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求しま
す。

記

1. 交付決定（変更） 通知額	金 円
2. 概算払受領済額	金 円
3. 今回請求額	金 円
4. 残額	金 円
5. 受取人 （口座名義）	フリガナ
	住所
	フリガナ
	氏名
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 その他 （その他： ） 支店
7. 預金種別	普通預金 当座預金 別段預金
8. 口座番号	

（注）

- （1）上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- （2）上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
- （3）上記7.は、普通預金・当座預金・別段預金のいずれかに○を付けること。
- （4）上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。
- （5）概算払の請求をするときには、請求金額の算出内訳などを記入した「概算払請求内訳書」（様式任意）を添付すること

様式第8号（第13条関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産となる。
- 2 財産名の区分は、(ア)事務用備品 (イ)事業用備品 (ウ)書籍、資料、図面類 (エ)無体財産権 (オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

福岡県知事 殿

（所在地）

（名称）

（代表者名）

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金財産処分承認申請書

福岡県地域観光消費拡大事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

（1）処分する財産名等（別紙）

※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等に対応願います。

（2）処分の内容（有償・無償の別も記載のこと）及び処分予定日

処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由